

令和7年6月18日

国有財産の監査結果について
～ 国有財産の有効活用の観点から2件の指摘 ～

近畿財務局は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第10条第1項及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第3条の2の各規定等に基づき、各省各庁が所管する庁舎等の公用財産等について、未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出など、国有財産の有効活用及び財政貢献等の観点から実地監査を実施しています。

令和6年度においては、庁舎等の公用財産47件、公共用財産1件及び用途指定財産15件の合計63件の監査を実施し、そのうち2件について問題点を指摘しました（別紙）。

指摘事案の内容は、適正な財産管理を求めたものとなっています。

なお、実地監査に基づき指摘した事案については、定期的に進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施していきます。

※ 全国分の国有財産監査の結果については財務省ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

近畿財務局 管財部 統括国有財産監査官

電話：06-6949-6358

1. 「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘

省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘の主な概要
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	一般国道161号(雄琴雪寒基地)	滋賀県大津市	一般国道161号(雄琴雪寒基地)は、土地及び建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
厚生労働省	京都労働局	労働保険	雇用	京都西陣公共職業安定所園部出張所	京都府南丹市	京都西陣公共職業安定所園部出張所は、敷地内に設置されている電柱の使用許可の手続が未済となっていることから、使用許可の手続を行う必要がある。